


# 第4章 ごみ処理基本計画

## 第1節 基本理念・基本方針

ごみ処理計画の基本理念、基本方針は、本計画を概ね継承します。本市では、3R(Reduce・Reuse・Recycle)に発生抑制(Refuse)と修理・修繕(Repair)を加えた5Rの考え方を取り入れ、より上流側でごみを削減すべく取組を進めてきました。この考え方を今後も継続し、より一層の推進を目指していくこととします。

また、これらの推進と合わせて SDGs の考え方を活用し、「環境への負荷の少ない持続可能な社会づくり」を進めていくことを基本理念とします。

◆図表 4-1 基本理念及び基本方針



＜基本理念＞

### 市民・事業者・行政の協働による5Rの推進と 環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりの推進

**基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進**

市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみを出さないライフスタイルへと転換します(リフューズ、リデュース、リペア)

**基本方針 2 資源の有効利用の推進**

ごみを出す際は分別を徹底し、可能な限り資源として利用します(リユース、リサイクル)

**基本方針 3 環境に配慮した適正な処理・処分の推進**

資源として利用できないごみは、環境に配慮して適正な処理・処分を行います。

基本理念で掲げた5Rは、ごみ削減の上流工程から下流工程へと優先順位をつけたものです。まず、最も重要なのは、ごみそのものを減らす取り組みです。

1番目にごみを持ち込まない・買わない(Refuse)、ごみの発生を抑える(Reduce)、ものを長く使うために修理する(Repair)という3つのRを実践し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指します。

2番目に、ごみを資源として再利用することを徹底します。ごみを繰り返し使う(Reuse)、あるいは、資源として再生利用する(Recycle)ことで、ごみを減らします。

3番目にそれでも資源として活用できないごみは、環境に配慮して適切に処理・処分を行います。

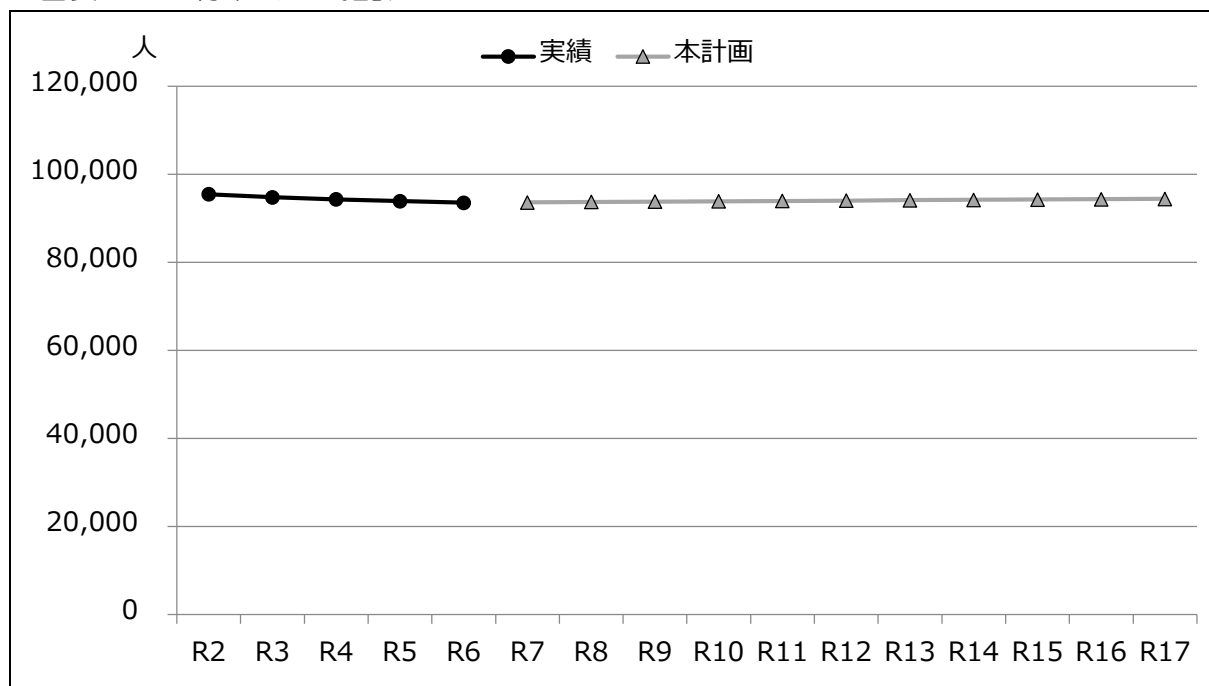
## 第 2 節 現状施策でのごみ排出量の将来予測

### 1. 将来人口

本計画における人口の将来見込みは、従来の計画の推計値を踏襲した数値とします。

令和 7(2025)年度以降緩やかに令和 17(2035)年度人口 94,430 人まで段階的に推移する推計値とします。

◆図表 4-2 将来人口の推計



資料：神栖市一般廃棄物処理基本計画 令和 3 年 3 月

## 2. ごみ排出量の推計

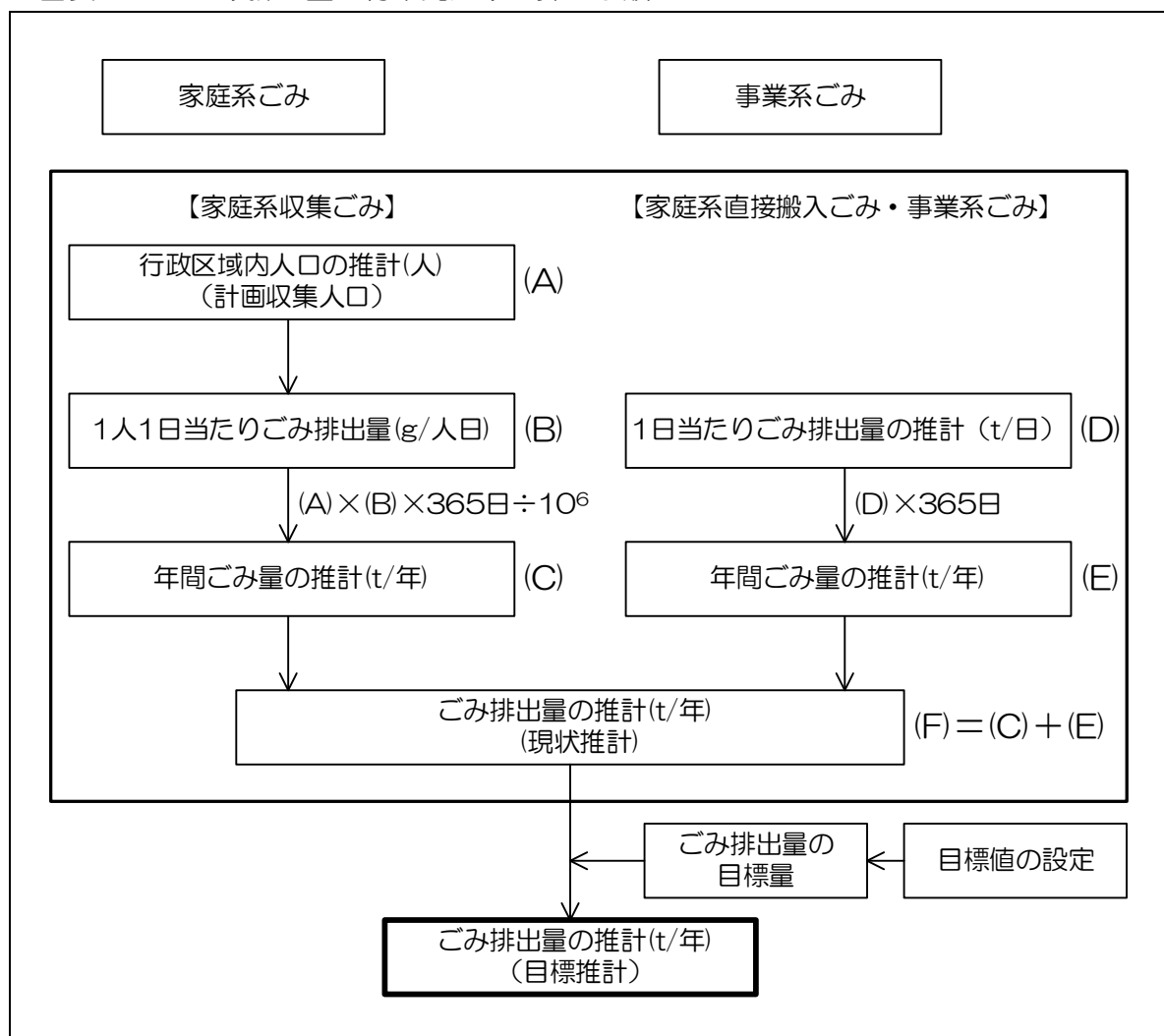
### 2.1 推計方法等

ごみ排出量の将来見込みの算出手順は図表 4-3 に示すとおりです。

ごみ排出量の将来見込みについて、家庭系ごみでは、1 人 1 日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行った上で、本市の人口の将来推計結果を乗じることにより算出します。

事業系ごみでは、1 日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行うことにより算出します。

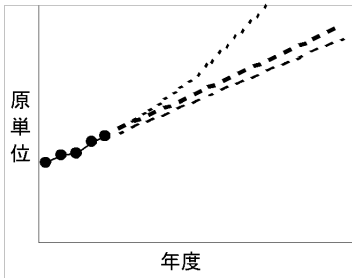
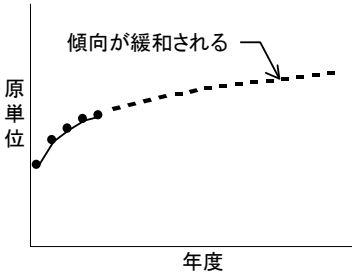
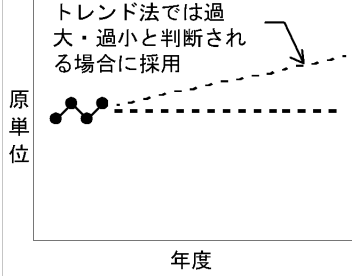
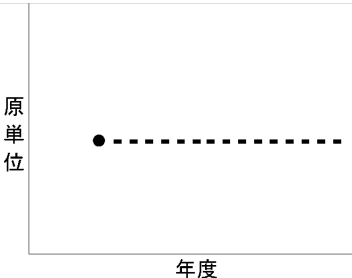
◆図表 4-3 ごみ排出量の将来見込みの算出手順



なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、図表 4-4 に示すように適宜、適切な方法を選択しました。

本計画では、基本的には 3 つのトレンド法(最小二乗法、等差級数法、等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとしします。具体的には過大・過小な推計を防ぐために、目標年度である令和 12(2030)年度において、3 方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとししました。ただし、3 方法の中位を採用することが適当でない判断される場合は、対数回帰法や平均及び指定年を用いるものとししました。

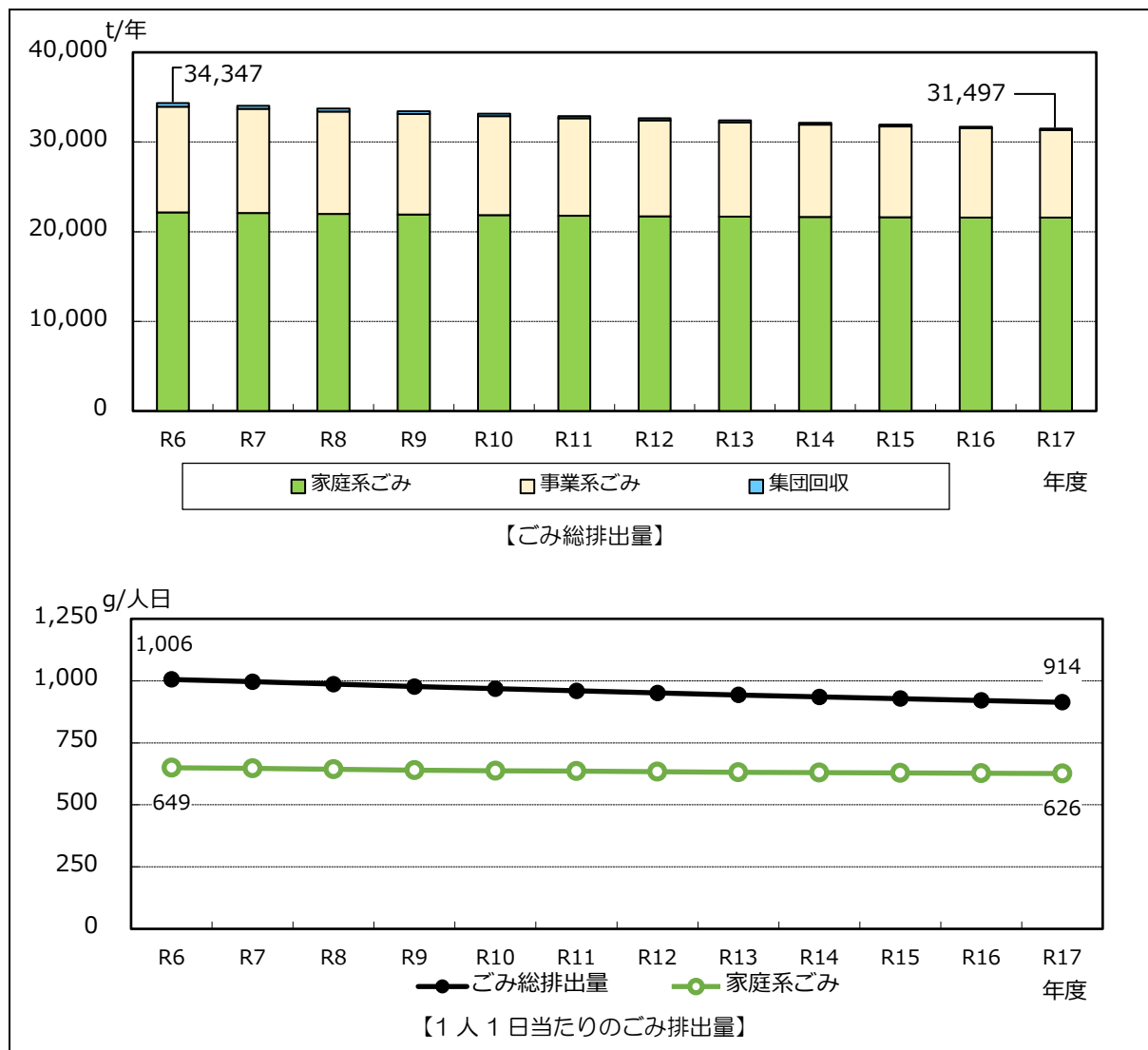
◆図表 4-4 推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<p>○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。</p> <p>○ 過大・過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。</p> 
対数回帰法	<p>○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。</p> 
平均	<p>○ 長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大・過小となるなど、推計が困難と判断される場合に採用。</p> 
指定年	<p>○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならない場合に採用。</p> 

### 3. ごみ排出量等の将来見込み

ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測します。トレンド法による推計の結果、家庭系、事業系及び集団回収を合わせた総排出量は今後減少していくと予測されます。また、1人1日当たりの排出量についても、減少傾向で推移していきます。

◆図表 4-5 ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



## 第3節 目標推計

### 1. 目標値の設定

本計画と国や県の計画等で示された指標を参考に見直しました。

家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)の数値目標については、市民による減量化が進展し、本計画の目標値をすでに達成している状況を踏まえ、今回の見直しでは現状推計の値を維持します。ただし、ごみと資源の分別徹底を図り、可燃ごみの削減を推進します。

事業系ごみについては、本計画の数値目標を未達であることから、目標達成に向けてごみ減量に関する取組の周知・啓発を強化します。具体的には、ペーパーレス化や古紙類の民間業者への搬入など、事業所ができるごみ減量の取組や、飲食店での食品ロス削減の取組を促進します。これにより、概ね本計画と同程度の減量目標を設定します。

ごみ総排出量は、家庭系ごみおよび事業系ごみの目標達成時における年間排出量として算出し、本計画と概ね同程度の目標値とします。

焼却ごみ量については、指標を1人1日当たりごみ排出量として設定します。可燃ごみ中に混在する紙類などを資源として分別徹底することにより、本計画と概ね同程度の減量目標とします。

◆図表 4-6 目標値

数値目標 1	【指標】 ごみ総排出量 【目標】 令和 17(2035)年度までに 30,580t (令和 6 (2024) 年度比 11%減)
数値目標 2	【指標】 1人1日当たりのごみ総排出量 【目標】 令和 17(2035)年度までに 887g (令和 6 (2024) 年度比 11.8%減)
数値目標 3	【指標】 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 【目標】 令和 17(2035)年度までに 596g (令和 6 (2024) 年度比 8.2%減)
数値目標 4	【指標】 事業系ごみ排出量 【目標】 令和 17(2035)年度までに 8,841t (令和 6 (2024) 年度比 25%減)
数値目標 5	【指標】 1人1日当たりごみ焼却量 【目標】 令和 17(2035)年度までに 762g (令和 6 (2024) 年度比 15.6%減)

注) 家庭系ごみ排出量に集団回収は含まない。

## 第4節 目標達成のための施策

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

◆図表 4-7 施策の体系

基本方針	施策	主な取組
基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進	1.ごみを出さないための情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校やイベントなどの環境教育の充実</li> <li>● リサイクルプラザからの情報発信</li> <li>● 市ホームページの充実【追加】</li> <li>● ごみ分別アプリの活用【追加】</li> </ul>
	2.市民によるごみをもらわない、作らないための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみを出さない行動の推進</li> <li>● プラスチックの削減【追加】</li> <li>● 食品ロスの削減【追加】</li> </ul>
	3.事業者によるごみを作らないための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エコ・ショップ認定制度による環境にやさしいライフスタイルの構築</li> <li>● 事業者へのごみ減量啓発【追加】</li> <li>● 事業系ごみの排出実態の把握【追加】</li> </ul>
	4.ごみの有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭系ごみの有料化の検討</li> <li>● 事業系ごみの料金見直しの検討【追加】</li> </ul>
基本方針 2 資源の有効利用の推進	5.家庭での取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ちゅう芥類（生ごみ）のたい肥化</li> <li>● 集団回収の利用、リサイクルルートの確保</li> <li>● ごみの分別徹底</li> <li>● 紙類の回収促進【追加】</li> </ul>
	6.資源となるものの有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● せん定枝葉等の資源化</li> <li>● 廃食用油の回収</li> <li>● プラスチック製品の資源循環【追加】</li> </ul>
	7.不用品の有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不用品交換の仕組みの充実</li> <li>● フリーマーケットやリサイクルショップの活用</li> </ul>
基本方針 3 環境に配慮した適正な処理・処分の推進	8.不適正排出の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適正処理の防止</li> <li>● 野外焼却禁止の周知徹底</li> <li>● リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進【追加】</li> </ul>
	9.適切な収集・運搬・処理体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ出し支援の実施</li> <li>● 集積所の適正管理【追加】</li> <li>● 適正な収集・運搬体制の維持</li> <li>● 適正な処理・処分の実施</li> </ul>

これら 9 つの施策の下、本計画で推進していく具体的な取組内容を整理します。

なお、これらの具体的な取組は、市民・事業者・行政の協働の下、推進していくものであるが、主な分担等について、次のように整理します。

(市民):主に市民が実行に移すもの

(事業者):主に事業者が実行に移すもの

(行政):主に行政が検討・実施等を行うもの

(行政→市民):主に行政が情報発信・場の提供等を行い、市民がそれを利用するもの

(行政→事業者):主に行政が仕組みを構築し、事業者がそれを利用するもの

## 基本方針 1 ごみの発生・排出抑制の推進

### 1. ごみを出さないための情報の提供

#### ●学校やイベントなどでの環境教育の充実

- ごみの問題に関心を持ってもらえるよう、教育部門と協力します。学習冊子の作成や体験学習を通して、小中学校での環境教育を充実させます(行政→市民)。
- イベント会場などで、ごみや環境に関するコーナーを設け、幅広い世代の人々にごみ問題への関心を高めてもらえるよう働きかけます(行政→市民)。

#### ●リサイクルプラザからの情報発信

- 神栖市第一リサイクルプラザで開催している各種教室、体験及び施設見学などを通して市民のリサイクル意識の向上を図ります(行政→市民)。

#### ●ホームページによる情報提供の充実

- ごみ出しに関する情報や集団回収活動、取組成果の紹介、ごみ処理にかかる経費など、様々な情報伝達の手段として、ホームページの一層の充実を図ります(行政→市民)。

#### ●ごみ分別アプリの活用

- スマートフォンやタブレット端末で手軽に情報を取得できる「ごみ分別アプリ」の利用を促進します。分別の検索機能や収集日のアラート機能を活用することで、市民の利便性向上を図るとともに、適正な分別による資源化率の向上を目指します。(行政→市民)



## 2. 市民によるごみをもらわない、作らないための取組の推進

### ●ごみを出さない行動の推進

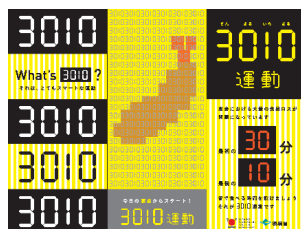
- 買い物にマイバッグを持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品の購入、生ごみを出さない調理など、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します(市民)。
- 家具や自転車などは無理のない範囲で修理・修繕を行って利用し、物を大切に長く利用するライフスタイルへの転換に努めます(市民)。
- エコ商品や再生品(トイレトーパー、再生紙等)を積極的に使用するよう努めます(市民)。

### ●プラスチックの削減

- プラスチックごみの削減に向けた効果的な周知・啓発を進めていきます(行政→市民)。
- 小売店や飲食店などで、消費者が使い捨てプラスチックを断りやすくし、分別しやすい環境を整えることで、プラスチックごみの削減を進めます(事業者)。
- 使い捨てプラスチック製品の利用抑制を図るため、使い捨てプラスチック容器包装での商品提供から、環境に配慮した素材でできた容器や包装での商品提供への転換について周知・啓発をさらに強化していきます(行政→市民)。

### ●食品ロスの削減

- 家庭や事業所における食品ロスの削減に向けて普及啓発を図ります(行政→市民)。
- 「使いきる」、「食べきる」、「水気をきる」の「3キリ運動」の啓発をはじめ、計画的な食料品の購入、エコクッキングの啓発、ごみを出さない調理方法等の普及啓発を行っています(行政→市民)。
- 宴会時には、乾杯からの30分間と最後の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうとする「3010(サンマルイチマル)運動」の普及啓発を行います(行政→市民・行政)。
- 神栖市社会福祉協議会は、「もったいないを橋渡しプロジェクト」として食品ロス削減に取り組んでいます。市民や企業・団体が気軽に食品を寄付できる環境を整備し、寄付された食品をこれまで以上にスムーズかつ有効に活用するため、事前に登録された市内社会福祉施設やボランティア団体へ、社協が橋渡しをしています(事業者)。



### 3. 事業者によるごみを作らないための取組の推進

---

#### ●エコ・ショップ認定制度による環境にやさしいライフスタイルの構築

- 行政は、環境に配慮した商品の販売やごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店を「エコ・ショップ」として認定し、広く消費者にPRします(行政)。
- 事業者は、環境に配慮した商品の販売促進を図るとともに、簡易包装を実施し、過剰な包装を抑制するように努めます(事業者)。
- 飲食店は、テイクアウトや小盛りのメニューを提供することなど、食品ロスの削減に努めます(事業者)。
- 消費者、事業者の連携のもと、環境にやさしい商品の販売促進、包装紙の簡素化、レジ袋の削減、資源の回収など、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めていきます(市民・事業者・行政)。

#### ●事業者へのごみ減量啓発

- 事業所ごみの適正な分別と処理の周知・啓発をします(行政)。
- 事業系ごみの適正処理に向け、ごみの排出方法が不適切だと思われる事業者に対しては、ごみの排出方法やごみ減量について指導を行います(行政→事業者)。

#### ●事業系ごみの排出実態の把握

- 分別不適切なごみと産業廃棄物の搬入防止を主な目的として、ごみ処理施設搬入時の監視体制について、施設(一部事務組合含む)との協力関係を維持します(事業者)。
- アンケート調査や排出状況調査により、事業系ごみの排出実態を把握し、分別徹底や家庭ごみへの混入防止など自らの責任による適正処理について、啓発・指導を効果的に行うとともに、リサイクルの取組実践などを促進します(行政)。

### 4. ごみの有料化の検討

---

#### ●家庭系ごみの有料化の検討

- 環境負荷の軽減、処理経費の圧縮、および排出量に応じた公平な費用負担の確保を目的に、家庭系ごみ有料化の導入について調査・検討を進めます。(行政)。

#### ●事業系ごみの料金見直しの検討

- 排出事業者によるごみ減量への経済的インセンティブ(動機付け)を強化するとともに、排出者責任に基づく受益者負担の適正化を図るため、事業系一般廃棄物の処理手数料の見直しを検討します(行政)。

## 基本方針 2 資源の有効利用の推進

### 5. 家庭での取組の促進

---

#### ●ちゅう芥類（生ごみ）のたい肥化

○生ごみ処理容器などを使った堆肥化は、ごみ減量に役立つため、生ごみ処理容器購入補助制度について、ホームページや広報紙などを活用して、市民の皆さんに定期的に呼びかけていきます(行政→市民)。

#### ●集団回収の利用、リサイクルルートの確保

○資源物集団回収制度は今後も継続し、紙類やびん・缶等を中心とした資源のリサイクルを推進します(行政→市民)。

○近年資源物の市場価格の低迷や燃料費・人件費の高騰により、処理料金が見合わないために全国的にリサイクル業者(処理業者)の廃業が進んでおり、このことが資源物集団回収量の減少につながっていると考えられます。集めたものを処理して資源化する処理業者がいなくなると、回収した資源も廃棄せざるを得なくなります。そこで、国や県に対し、適切なリサイクルルートが確保でき、様々なリサイクル品が循環していくよう、リサイクル業者への支援なども要請していきます(行政)。

#### ●ごみの分別徹底

○分別を間違いやすいごみについては、ホームページや広報紙などで、よりわかりやすい出し方を周知していきます。また、分別が不十分なごみは収集せず、その理由をシールなどで示し、分別ルールの徹底を推進します(行政→市民・事業者)。

○市民や事業者は、分別ルールを守ってごみの分別を徹底し、資源の有効活用とごみの減量を行っていきます。(市民・事業者)。

#### ●紙類の回収促進

○古紙の資源化を促進するため、保管や持ち出しを容易にする工夫など、市民が無理なく取り組める分別支援のあり方を見直します。(行政→市民)

○多様な媒体を活用した情報発信により市民の紙ごみ排出抑制に対する意識の向上を図ります。(行政→市民)

### 6. 資源となるものの有効利用の促進

---

#### ●せん定枝葉等の資源化

○せん定枝葉の資源化方法及び分別収集方法について検討するとともに、民間事業者も含めた資源化ルートの検討、誘導を行います(行政→市民)。

#### ●廃食用油の回収

○廃食用油の回収率を向上させるため、廃食用油回収を周知する効率的な回収方法や、廃食用油を回収していることの周知方法について検討します(行政→市民)。

#### ●プラスチック製品の資源循環

○プラスチック製容器包装類については、資源としての排出方法を周知徹底し、リサイクルを推進します(行政→市民)。

○プラスチック製品について、今後、リサイクルを推進するための検討を行っていきます(行政)。

## 7. 不用品の有効利用の促進

---

### ●不用品交換の仕組みの充実

○不用品のリユースを推進するため、ホームページや SNS 等の媒体を活用し、民間サービスを含めたリユース情報の普及啓発に努めます。加えて、平成 19(2007)年度から実施している、「衣類等のもらいます・あげますキャンペーン」について、利用促進のため周知を図るとともに、品目追加等を検討します(行政→市民)。

### ●フリーマーケットやリサイクルショップの活用

○フリーマーケットやリサイクルショップを活用することで、物がリユースされて廃棄する物を少なくするライフスタイルへと転換します(市民)。



## 基本方針 3 環境に配慮して適正な処理・処分の推進

### 8. 不適正排出の防止

---

#### ●不適正処理の防止

○市で処理できないごみに関しては、処理が可能な民間業者の紹介など、適正な処理方法について市民への周知を図ります(行政→市民・事業者)。

#### ●野外焼却禁止の周知徹底

○ホームページや広報紙等を活用して野外焼却の禁止について周知徹底していくとともに、発見した場合にはしっかりとした指導を行っていきます(行政→市民・事業者)。

#### ●リチウムイオン電池など充電式電池の適正排出の推進

○充電式電池(リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池)は、資源の有効利用と適正処理のため、市役所や公民館等で回収ボックスを設置し、回収します。適正な回収方法の情報提供などを通じて、適正排出の推進に取り組みます(行政→市民)。

### 9. 適切な収集・運搬・処理体制の維持

---

#### ●ごみ出し支援の実施

○ごみを自ら集積所へ排出することが困難な高齢者等に対するごみ出し支援の実施に向け、具体的な支援内容や体制について速やかに検討を進めます(行政)。

#### ●集積所の適正管理

○集積所の美化を図るため、ごみ出しルールの周知徹底を行い、管理する利用者等と協力して、集積所の適正な維持に努めます(行政→市民)。

#### ●適正な収集・運搬体制の実施

○ごみに関しては、適正な収集・運搬が実施されるよう、委託方法等について検討してまいります(行政)。

#### ●適正な処理・処分の実施

○資源・エネルギーの有効利用や最終処分量の減量・減容化を図るため、ごみ処理施設を適切に整備・運営・管理してまいります(行政)。

○ごみの適正な処理・処分を安心・安全に継続していくために、既存施設の運営、維持管理を行っている一部事務組合及び民間業者との連携を図っています(行政)。

○神栖市第一リサイクルプラザ及び神栖市第二リサイクルプラザについては、長寿命化を図るとともに、施設の耐用年数やごみ量を総合的に判断し、必要な整備を実施し、適切に維持・改修してまいります(行政)。

○神栖市第一・第二リサイクルプラザについては、供用開始後 20 年以上が経過しているため、老朽化の状況や社会経済情勢を考慮し、将来的な建て替えを視野にいたした検討を進めてまいります。(行政)

## 第 5 節 目標達成時のごみ排出量

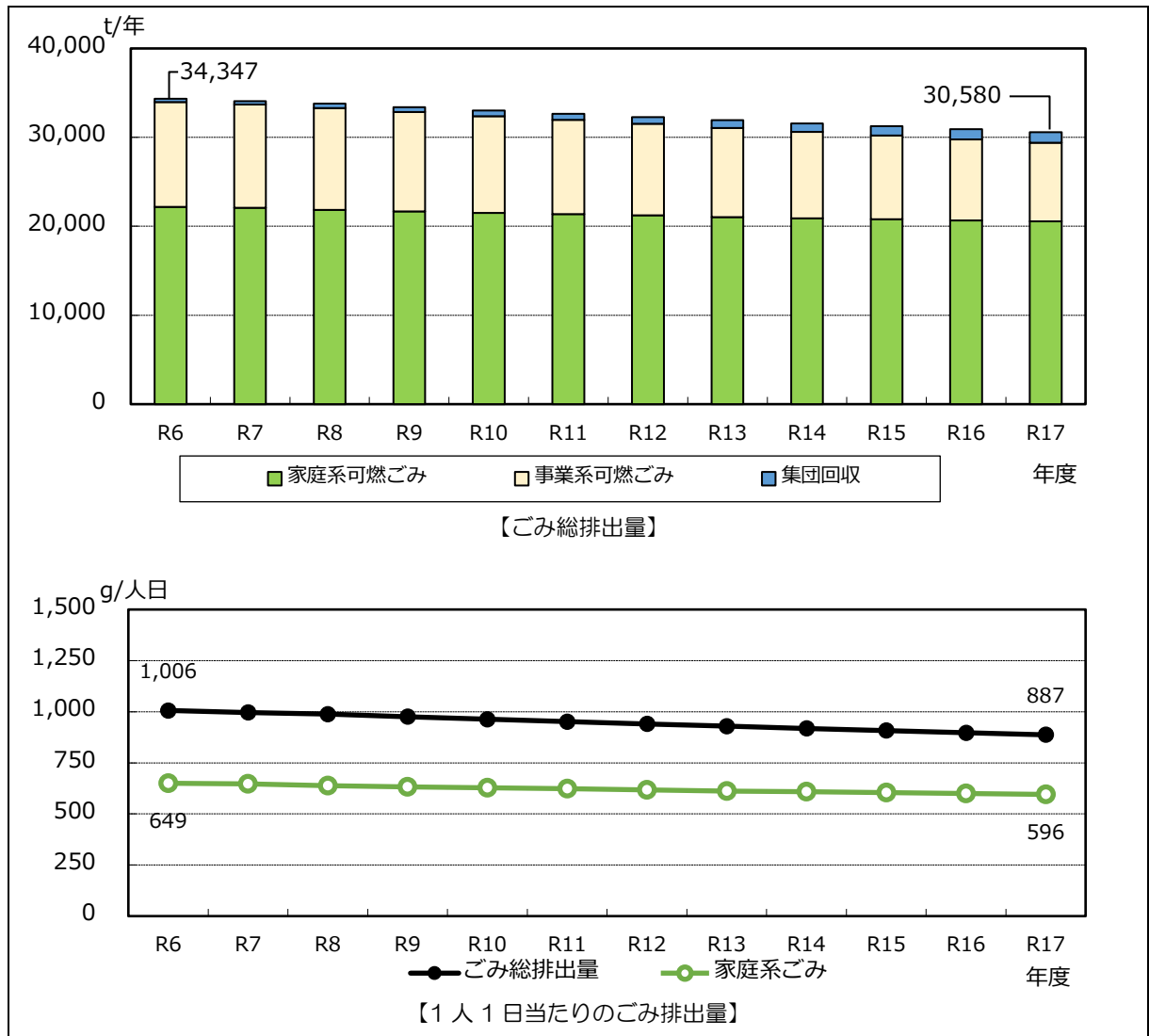
### 1. 種類別ごみ排出量の予測

目標達成したごみ排出量の将来見込みは、図表 4-8、9 に示すとおりです。

◆図表 4-8 ごみ排出量の予測（目標推計）

区 分	単 位	実績値		予測値	
		R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)	
家庭系	年間排出量	t	22,171	21,217	20,536
	1人1日当たりの排出量	g/人日	649	618	596
事業系	年間排出量	t	11,782	10,296	8,841
	1人1日当たりの排出量	g/人日	345	300	257
集団回収	年間排出量	t	394	755	1,203
	1人1日当たりの排出量	g/人日	12	22	35
合計	合計	t	34,347	32,268	30,580
	1人1日当たりの排出量	g/人日	1,006	940	887

◆図表 4-9 ごみ排出量の将来見込み（目標推計）

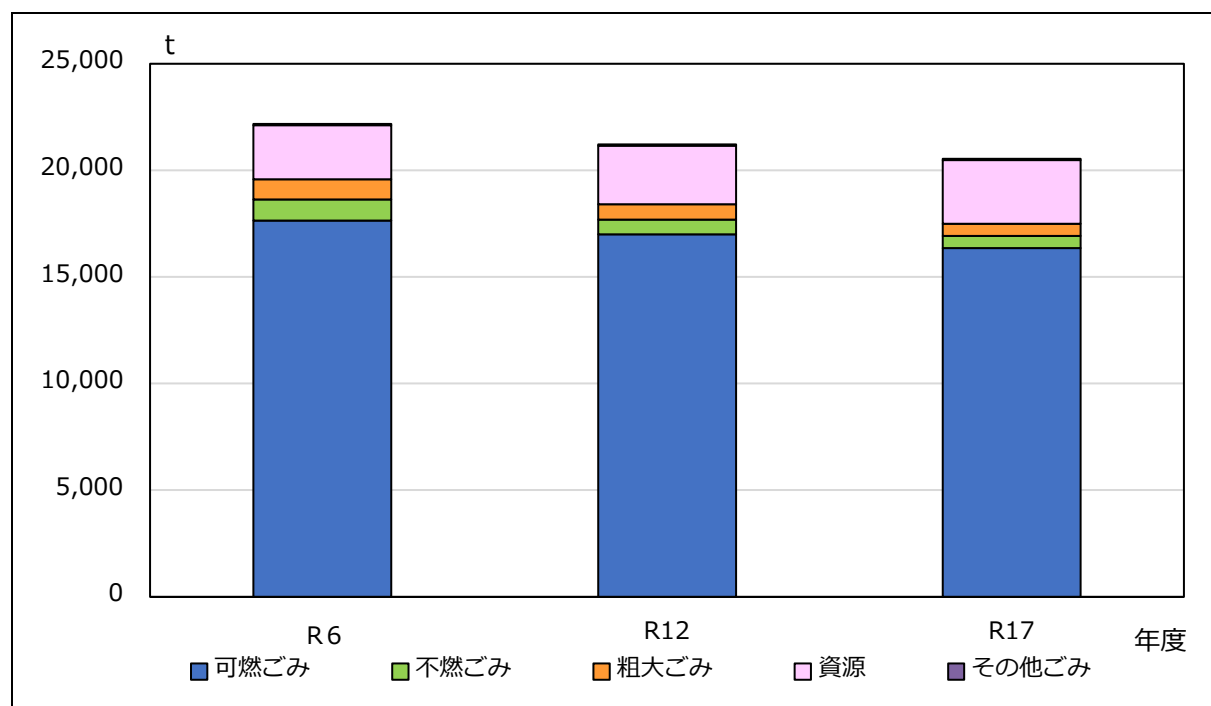


## 2. 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量は減量施策を実施することにより、令和 17(2035)年度の排出量は20,536t/年と予測されます。

◆図表 4-10 家庭系ごみ排出量の予測

区 分	単位	実績値	予測値	
		R 6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
可燃ごみ	t	17,649	16,995	16,358
不燃ごみ	t	979	701	567
粗大ごみ	t	949	708	574
資源	t	2,541	2,757	2,977
その他ごみ	t	53	56	60
合計	t	22,171	21,217	20,536

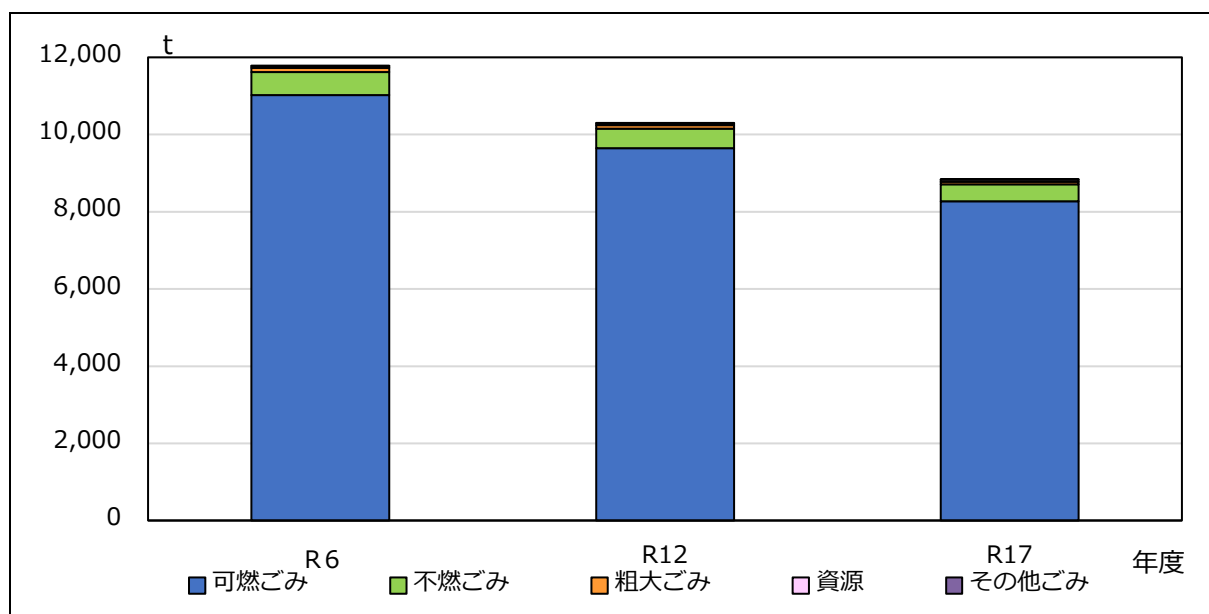


### 3. 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量は減量施策を実施することにより、令和 17(2035)年度排出量は 8,841t/年へと予測されます。

◆図表 4-11 事業系ごみ排出量の予測

区 分	単位	実績値	予測値	
		R 6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
可燃ごみ	t	11,019	9,643	8,268
不燃ごみ	t	594	507	442
粗大ごみ	t	113	88	69
資源	t	50	54	58
その他ごみ	t	6	4	4
合計	t	11,782	10,296	8,841

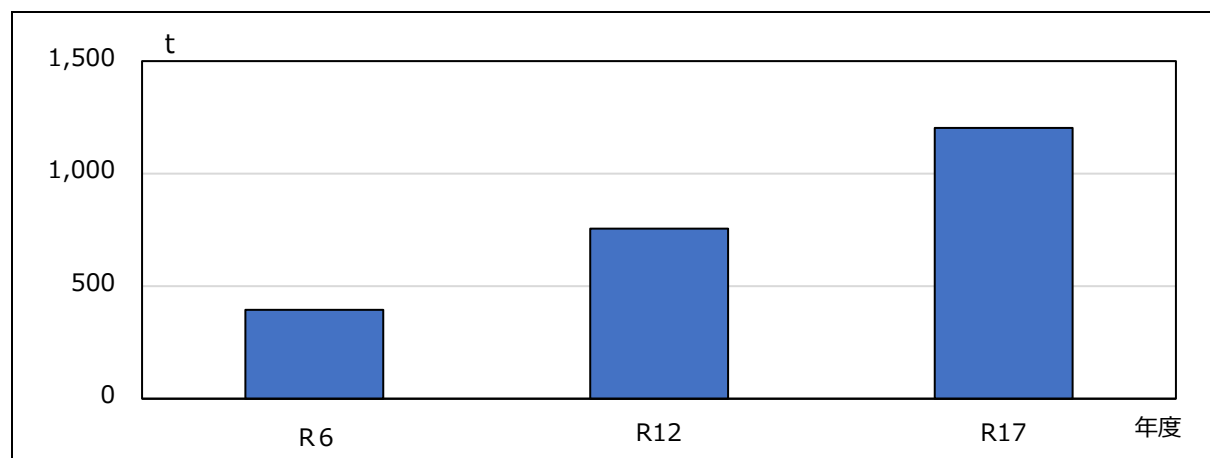


## 4. 集団回収量

集団回収量は資源化の推進をすることにより、令和 17(2035)年度の排出量は 1,203t/年に増加すると予測されます。

◆図表 4-12 集団回収量の予測

区 分	単位	実績値	予測値	
		R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
集団回収	t	394	755	1,203



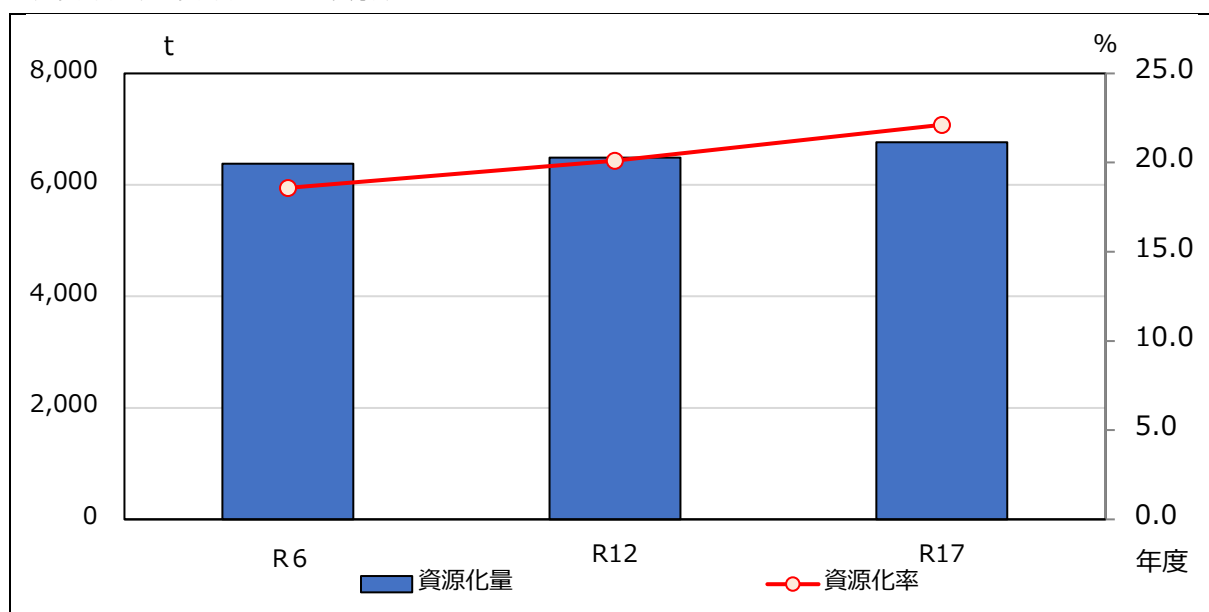
## 5. 資源化量の予測

資源化率はごみの減量と分別の徹底等のリサイクルの推進をすることにより、令和 17 (2035)年度の排出量は 22.1%に増加すると予測されます。

◆図表 4-13 資源化量

区 分	単位	実績値		
		R6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
総ごみ排出量	t	34,347	32,268	30,580
資源化量	t	6,379	6,487	6,761
集団回収	t	394	755	1,203
焼却残さの資源化	t	3,530	3,259	3,007
中間処理による資源化	t	2,455	2,473	2,551
資源化率	%	18.6	20.1	22.1

注) 資源化率=資源化量÷ごみ総排出量



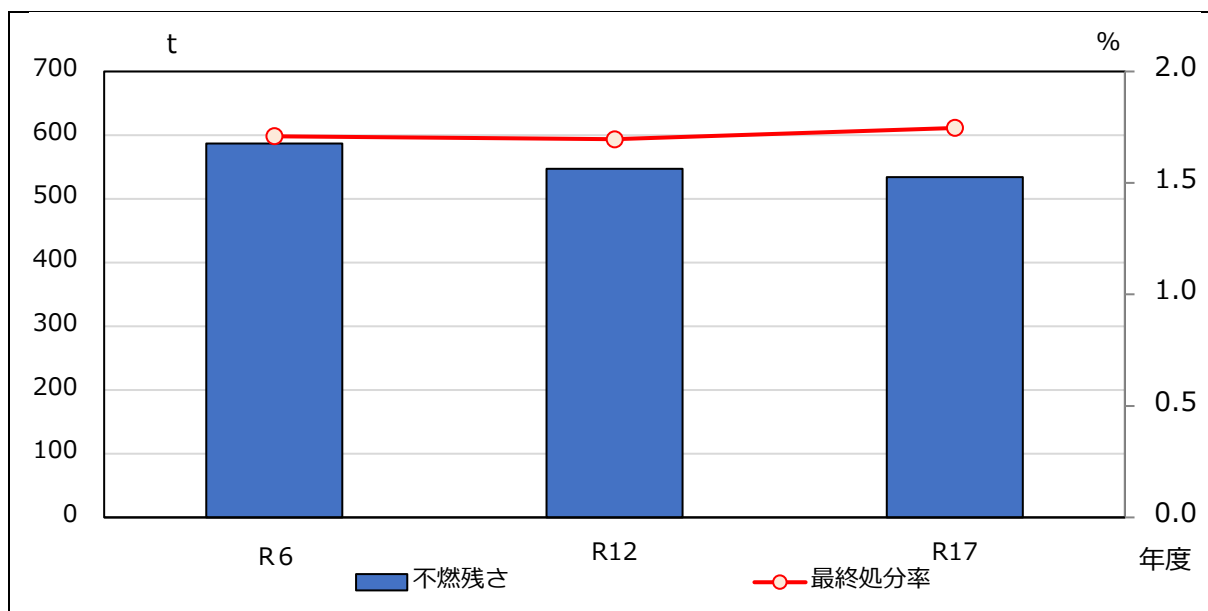
## 6. 最終処分量の予測

最終処分量は、令和 17(2035)年度で 534t/年になると予測され、最終処分率は 1.7%と予測されます。

◆図表 4-14 最終処分量

区 分	単位	実績値	予測値	
		R 6 (2024)	R12 (2030)	R17 (2035)
総ごみ排出量	t	34,347	32,268	30,580
最終処分量	t	587	547	534
最終処分率	%	1.7	1.7	1.7

注) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量



## 第 6 節 ごみの収集・処理体制

### 1. 処理主体

収集運搬については、家庭系ごみは本市、事業系ごみは事業者自らが処理施設へ搬入するか、あるいは許可業者への委託により行います。ごみの中間処理、最終処分については、本市及び鹿島地方事務組合が行います。

◆図表 4-15 処理体制（再掲）

ごみの種類		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ	神栖市	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			
事業系ごみ	可燃ごみ	事業者	鹿島地方事務組合	神栖市 鹿島地方事務組合
	不燃ごみ		神栖市	
	資源			
	粗大ごみ			
	その他			

### 2. 収集運搬計画

#### 2. 1 基本的な考え方

○市民による正しいごみの分別と、安全で着実な収集・運搬により、環境への負荷を抑えたごみの収集と資源回収を行います。

#### 2. 2 適正なごみ・資源の排出

##### ●ごみ集積所の維持管理

- ごみ集積所に関する問題は、ごみ集積所利用者等の協力を得ながら解決していきます。
- 集積所における散乱防止用ネットの使用促進を図り、鳥獣等による散乱被害の防止に努めます。

##### ●ごみ集積所・資源回収場所のルールやマナーの普及

- 「家庭ごみ・資源の分け方・出し方」を活用し、ごみ分別の周知と徹底を図ります。
- ごみ・資源の分別や出し方に問題のある集積所については、利用者に対するマナーの指導、ごみ集積所の立会い指導などを行います。

## 2. 3 収集・運搬

### ●収集体制の整備

- 当面は、現行の収集体制を継続することを基本とします。
- 国が推進しているプラスチックの一括回収を実施する場合には、分別区分やごみ種別の排出量が大きく変化することになります。これらの変化に応じ、効率的な収集体制を検討し、整備します。

### ●市で処理できないごみの混入の防止

- 家電 4 品目やパーソナルコンピュータ、自動車、自動二輪車等、個別リサイクル法の対象品については、市民へ排出方法に関する情報を提供し、適切な排出を促していきます。
- ブロックやコンクリート、畳などの市では処理できないものや、バッテリーやガスボンベ等の有害物や危険物は事業者の責任で回収することを市民に周知し、ごみへの混入を防止します。

### ●事業者及び一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導の推進

- 事業系ごみについては集積所へ排出できず、直接搬入あるいは許可業者への委託が必要なことの指導を徹底していきます。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対し、事業系一般廃棄物を適正に収集・運搬するよう、指導を実施します。

## 3. 中間処理計画

---

### 3. 1 基本的な考え方

- ごみの排出削減・資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続し、安全で安定したごみ処理が継続できるようにします。
- 既存の処理施設については適切な補修計画を立案し、予防保全を強化することによって良好な状態を保つようにします。
- ごみ処理を円滑に行うため、近隣都市の処理施設で緊急時における処理の相互補完を図る。また、適正処理が行えるものとして許可した民間処理業者についても、協定を結ぶ等して処理能力を増強します。
- 適正な運転管理、公害防止対策を今後も継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。
- 排出基準への適合状況について、測定結果がわかるよう公開します。

### 3. 2 中間処理の方法

中間処理の方法は、図表 4-16 に示すとおりです。

◆図表 4-16 中間処理方法

ごみの区分		処理の内容
可燃ごみ		鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却
不燃ごみ		リサイクルプラザで破碎・選別処理 資源になりうるものは再生業者等へ引き渡し
粗大ごみ		可燃残さは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却 不燃残さは埋立処分
資源	古紙・古着	直接資源化（再生業者へ引渡し）
	プラスチック類 びん・缶類 (古紙)	リサイクルプラザで選別・圧縮梱包・保管 定期的に指定法人や再生業者等へ引き渡し 可燃残さは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却 不燃残さは埋立処分
有害ごみ		リサイクルプラザで保管 専門業者に処理委託
危険ごみ		リサイクルプラザで破碎・選別処理 ※使用済ライターのみ通常フローと別で破碎 資源になりうるものは再生業者等へ引き渡し 可燃残さは鹿島共同可燃ごみクリーンセンターで焼却 不燃残さは埋立処分

### 3. 3 中間処理の量

○中間処理の量は、図表 4-10 及び図表 4-11 に示すごみ排出量の予測と同値になります。

### 3. 4 既存施設の更新計画

○現在、神栖市第一リサイクルプラザ(稼働年数 20 年)と神栖市第二リサイクルプラザ(同 23 年)が稼働しています。現時点では、処理能力等に支障は生じておらず、当面は、現在の処理体制を継続していきます。

○施設については、今後、経年的な劣化により処理効率の低下などが見られた場合は、長寿命化や更新に関する検討を進めていく必要があります。

○更新等の検討を進める際には、施設を 1 つに集約するかどうかを含め、処理方法の最適化について検討を進めることが不可欠です。

○こうした検討と並行し、資源化物の適正管理とリサイクルの推進を図るため、旧波崎町塵芥焼却場の跡地を活用し、第二リサイクルプラザが使用するストックヤードの整備を検討します。

## 4. 最終処分計画

---

最終処分に関しては、市で最終処分場を保有していないため、今後も現在と同様に委託処理を行っていきます。

そのため、最終処分量が費用に直結することになり、最終処分先が受入れできない状況を回避していくことが必要不可欠です。

発生抑制・減量化・資源化を推進し、可能な限り埋立対象物である残さ類の削減に努めていきます。

## 第 7 節 その他の施策

### 1. 適正処理困難物に対する処理方針

#### 1. 1 適正な処理処分の指導

本市では、処理ができない廃タイヤ、バッテリー、消火器、LPガスボンベなどは、購入店や専門業者による引き取りや適正処理を依頼するよう、市民への周知を行っています。また、市では、処理困難なごみの資源化を目指し、処理ルート of 調査検討を積極的に行い、適正な処理の仕組みを構築します。

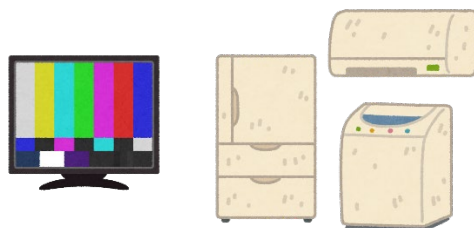
#### 1. 2 医療系廃棄物への対応

ご家庭から出る透析チューブなどの医療系廃棄物は、市が回収し、県の施設に委託して処理する体制が構築されています。ごみが適切に排出・回収されるよう、今後も排出方法や回収方法について指導を続けます。



#### 1. 3 家電リサイクル法、資源リサイクル法の遵守

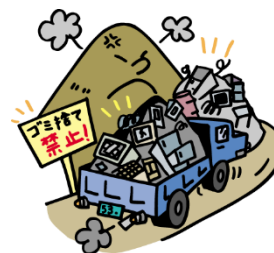
冷蔵庫やパソコンなど、リサイクル法によってルートが整備されている品目については、小売店やメーカー等に引き取りを依頼するなど、排出者が自己責任で処理するよう指導を続けます。



## 2. 不法投棄防止対策

本市における不法投棄件数は、図表 4-17 に示すように令和 6(2024)年度に 137 件確認されています。不法投棄を防止するため、不法投棄は重大な犯罪であることを周知徹底するとともに、不法投棄防止看板の貸し出しや防犯カメラの設置、監視パトロールを実施するなど警察等と連携し、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。

また地区住民や事業所の協力のもと、環境美化活動(環境美化の日、クリーンかみすの日)やボランティア清掃を実施し、まちをきれいにするとともに環境美化意識の向上を図ります。



◆図表 4-17 不法投棄の状況

区分	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
不法投棄	件	177	143	163	132	137

### **3. 災害廃棄物対策の推進**

---

本市では、地震や水害などの発生時における廃棄物処理を迅速に対応するため、平成 30 年度「神栖市災害廃棄物処理計画」を策定し、近隣自治体や民間業者との協力体制を構築、迅速な対応が可能な「枠組み」を整えました。

今後は、本計画の実効性を高めるため、国や茨城県等の関係機関が実施する訓練や先行事例の情報収集を積極的に行います。また、広域的な連携体制についても、国等の動向や社会状況に合わせた定期的な確認・アップデートに取り組んでいきます。

### **4. 再生利用品の需要拡大**

---

本市では、エコ・ショップ認定制度等を通じて環境にやさしい製品の普及を図ってきた成果を踏まえ、今後は市民・事業者への環境教育や啓発活動をさらに推進し、地域全体でのグリーン購入の定着と再生品の利用拡大を目指します。